

## 第3 取組方策

### 1 環境軸形成に向けた公共と民間の役割分担

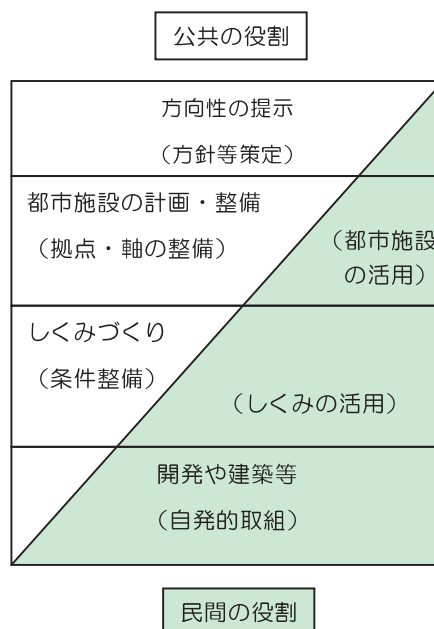
#### (1) 公共・民間の連携による環境軸形成の促進

環境軸の形成には、公共による骨格となる都市施設の整備に加え、この都市施設の整備等を契機とした沿道の民有地等におけるまちづくりへの取組が重要です。

市街地の過半は民有地であり、道路、公園が占める面積の割合は東京都全体（島しょを除く都市計画区域）の2割程度にすぎません。

このため、公共は、骨格となる良質な都市施設の整備により、みどりのネットワークの形成に努める一方、民間は、これらとともに沿道等において、まちづくり制度の活用などにより、広がりのあるみどりの創出に努めていくことが求められます。

このように、公共と民間とが適切な役割分担のもと、連携して取り組んでいくことにより、みどり豊かな都市空間のネットワークの創出が可能となります。



#### (2) 公共の役割

公共には、環境軸を形成する取組の方向性の提示と、骨格となるみどり豊かな都市施設整備の推進が求められます。

このため、環境軸の骨格となる都市施設自体における、みどり豊かな環境施設帯<sup>1</sup>やゆとりある快適な歩行者空間の確保など、環境軸の形成に資する計画・整備の推進に努めていく必要があります。また、道路や公園などの都市施設相互のつながりに配慮した計画・整備、さらに、都市施設周辺におけるまちづくりの誘導や公共用地の有効活用など、都及び区市町が連携して地域の状況に応じた取組を進めることが不可欠です。

#### (3) 民間の役割

民間には、沿道等におけるまちづくりを進めるなど、広がりのある環境軸の形成に向けて、大きな役割が期待されます。

このため、民有地において、地区計画や都市開発緒制度など各種まちづくりのしくみを活用し、都市施設と一体となったみどりとオープンスペースを連続して確保

<sup>1</sup> 騒音、振動、大気汚染などの道路交通に起因する障害に対処するため、良好な生活環境を保全する必要のある地域において、幹線道路などを新設等する場合に車道の両側に設けられる植樹帯等の施設帯

するなど、広がりゆとりある空間の創出に努めていくことが求められます。また、まちづくりに係る都市計画への提案や、敷地内でのみどりの創出など、自発的かつ積極的に取り組むことが期待されます。

## 2 都市施設整備の配慮事項

### (1) 各都市施設の配慮事項

都市施設の整備にあたって配慮すべき事項を、環境保全機能、暮らし・レクリエーション機能、景観形成機能及び防災機能の4つの側面から示していきます。

#### ① 環境保全機能

道路や公園、河川などの都市施設は、街路樹や公園の樹林地などまとまったみどりを有しています。これらのみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や多様な生物の生息・生育の場としての機能だけでなく、ゆとりと潤いのある都市環境を創出し、街並みに彩りを加える機能も有しています。

#### 緑化の推進と生物の生息・育成空間の確保

- 道路：道路緑地面積の向上
  - 豊かなみどり量の確保
  - 屋敷林などの既存樹木等の保全
- 公園：緑被率<sup>1</sup>の向上
  - 多様な生物の生息・生育空間の確保
  - 雨水浸透能力の向上
- 河川：護岸の緑化
  - 多自然の川づくり
  - 適切な流量の確保

<sup>1</sup> 一定の区域内で、上空から見て高木の樹冠や芝など緑で地上が覆われた面積が占める割合